四街道市 粗大ごみシール券 取扱業務マニュアル

目次

1.	粗大ごみシール券制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2.	取扱店の業務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3.	注文・配送について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4.	粗大ごみシール券の店頭交付(販売)について・・・・・・・・・	P 6
5.	手数料の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
6.	口座振替(自動引落)のための登録作業について・・・・・・	P10
7.	登録手続き及び取扱店業務委託契約締結について・・・・・・	P12
8.	各様式 •••••••••••••	P17
9.	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17

1. 粗大ごみシール券制度とは

四街道市では、現在、一般家庭から出される粗大ごみの処理につきましては、クリーンセンターへの直接持ち込み又は戸別収集の2つの方法により行っておりますが、このうち、戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を令和5年4月より、「納付書方式」から「シール券方式」へ移行いたします。

つきましては、市民の皆様が市内外の小売店、スーパー、コンビニにて「粗大ご みシール券」を購入することに伴い、各取扱店において、これまでの指定ごみ袋の 注文、受領、交付(販売)及び手数料納入にプラスして粗大ごみシール券も同様の 対応をいただくことになります。

本マニュアルは、業務の流れと、業務の詳細について示すとともに、取扱店の登録に際してあらかじめ実施していただきたい手続き等を示したものです。本マニュアルを熟読の上、円滑に業務を進められるようご協力をお願いします。

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条(別表第2)、第6条の3(別表第4)

種別	取扱区分	手数料
粗大ごみ	一般家庭から排出される粗大	1 回につき 800 円に品目別に
シール券	ごみで市が収集運搬した場合	規則で定める額を加算した額

取扱店は、粗大ごみシール券の取扱実績に基づき、指定ごみ袋受注センターに手 数料を納入することになります。

●手数料制度の流れ [図]



市と契約した取扱店は、市民に粗大ごみシール券の交付業務を行います。

本業務に係る委託契約に基づき、市は取扱店に対し、手数料から粗大ごみシール券取扱業務 委託料(以下「委託料」という。)を差し引いた額を請求することにより、委託料を支払うこ ととします。(委託料額については後の頁で示します。)

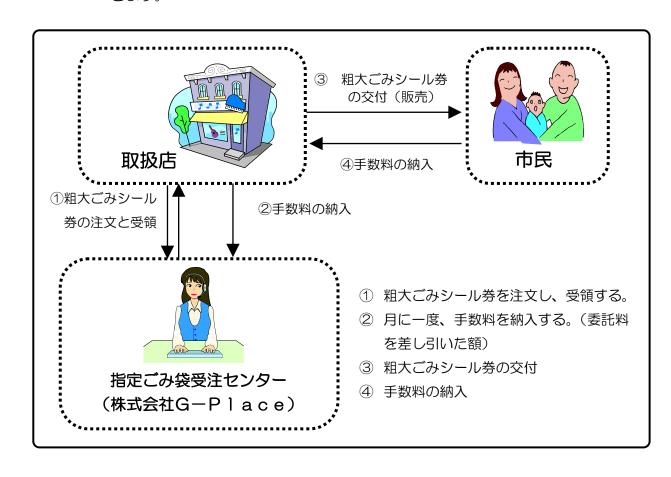
2. 取扱店の業務について

●業務の概要

注 文: 取扱店は、指定ごみ袋受注センターに注文してください。 受注センターでは原則、FAX、インターネットにて注文を受付けます。 ただし、FAX やインターネット環境が整っていない場合は、電話での注文を 受け付けます。営業時間外はFAX又はインターネットによる注文となります。 注文締切日は、後日、指定ごみ袋受注センターから郵送される「四街道市指 定ごみ袋配送・納入カレンダー」(以下「配送・納入カレンダー」という。) のとおりです。

受 領: 配送は週に1回「配送・納入力レンダー」の配送日に従って配送しますので、 必ず立ち会い、検品の上受領してください。

納 入: 月単位で受領した粗大ごみシール券の数量に基づき、翌月に請求します。毎月20日までに口座振替(自動引落)又は振込みの方法にて納入していただきます。



取扱店の資格

- (1) 市内及び近隣市に店舗を有する者
- (2) 次の責務を全うすることができると市長が認める者
 - ① 粗大ごみシール券を常備すること。
 - ② 店舗の見やすい位置に「四街道市粗大ごみシール券取扱店登録証」を掲げること。
 - ③ 粗大ごみシール券の発注及び交付に関し、市の指示に従うこと。
 - ④ 市の責に帰する事由によるものを除き、市に対し粗大ごみシール券の 交換又は返還を求めないこと。
 - ⑤ 粗大ごみシール券は1枚として交付すること。
 - ⑥ 汚損又は破損した粗大ごみシール券を交付しないこと。
 - ⑦ 粗大ごみシール券を景品、サービス品等として譲渡しないこと。
 - ⑧ 条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4)暴力団の関係者でない者
- (5) 風俗営業等に関わる事業を行っていない者
- (6) 法令に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること

3. 注文・配送について

●注文先

• 粗大ごみシール券は、市が契約している下記の事業者に発注してください。

指定ごみ袋受注センター

(株式会社G-Place)

FAX 番号 0120-979-404 電話番号 0120-979-303

(営業時間:月~金曜日 午前9時から午後4時)

- 注文内容を取扱店にも把握していただくために、原則として **FAX 又はインターネット** で注文をお願いしています。
- FAX 用の注文用紙については「配送・納入力レンダー」とともに後日郵送します。
- ・インターネットを利用した注文については、注文入力用のID・パスワードを発行しますので、「インターネット受注サービス申込書」に必要事項を記入し、FAXにて提出してください。後日、利用承諾書及び利用方法マニュアルを送付します。書類の送付までは1週間前後いただきますので余裕をもって申し込みください。

(ご希望の方のみ)

• FAX又はインターネット環境がない場合は、電話での注文を受付けますので、その際は注文内容の記録を取扱店で保管してください。

●通常スケジュール

注文締切日:毎週火曜日 正午(火曜日が祝日の場合は、翌営業日)

配送日:同週金曜日までに配送

- ・毎週、配送・納入力レンダー(後日注文用紙とともに郵送します)に記載のとおり、火曜日の正午(火曜日が祝日の場合は、翌営業日)で締め切り、同週金曜日までに配送します。
- ・祝日・GW・年末年始は配送日が通常とは異なりますので、配送・納入カレンダーで確認してください。
- ・配送日・配送時間の指定はできませんので注意してください。

●注文·配送単位

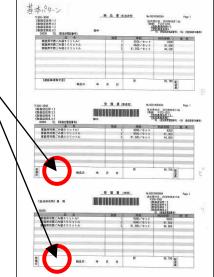
・粗大ごみシール券は200円券1券種のみであり、最小の注文単位は10シートになります。(1シート10枚)

●納品方法

・ 粗大ごみシール券を受領するときは立ち会っていただき、注文内容と納品内容に間違いがないか確認してください。

・その際、配送員が持参した3連の納品書兼受領書の 受領書部分2ヶ所に受領印の押印又は担当者の署名 をお願いします。

配送員が納品書をお渡ししますので保管をお願いします。



4. 粗大ごみシール券の店頭交付(販売)について

●粗大ごみシール券の販売について

種類	交付<販売> 単位	交付<販売> 金額(税込)	配送単位	1 箱のピース数
粗大ごみシール券	1 枚 (1 シート 10 枚入り)	200円/枚	10 シート (100 枚)	10 シート (100 枚)

●粗大ごみシール券の仕様について

種類	種類 外装寸法(mm) JAN コード	
粗大ごみシール券	縦 55×横 90	4570012170146

※寸法は目安のため、実際は異なる場合があります。

●販売時の留意事項

- ①粗大ごみシール券の交付金額は、消費税込みの金額となっています。
- ②値引き販売はできません。また景品等としての無料配布等もできません。
- ③登録店舗以外での販売はできません。
- ④常に粗大ごみシール券を用意し、品切れとならないように取り扱ってください。
- ⑤粗大ごみシール券は1枚単位で販売してください。
- ⑥粗大ごみシール券交付時に領収印を押印してください。(ない場合担当者の印鑑等で代用可)(粗大ごみシール券中200円の下、〇印の中に押印してください。)

●不良品の交換について

- 市民が取扱店に不良品の交換を求めた場合は、市民が持参した枚数に応じて交換してください。
- (例) 市民が 10 枚の内、2 枚が不良品だったとして取扱店に持参した場合
- ①不良品 2 枚を受け取る。
- ②粗大ごみシール券2枚(良品)を市民に渡す。
- ③粗大ごみシール券2枚(不良品)を製造保管配送業者へ連絡・交換。

5. 手数料の納入について

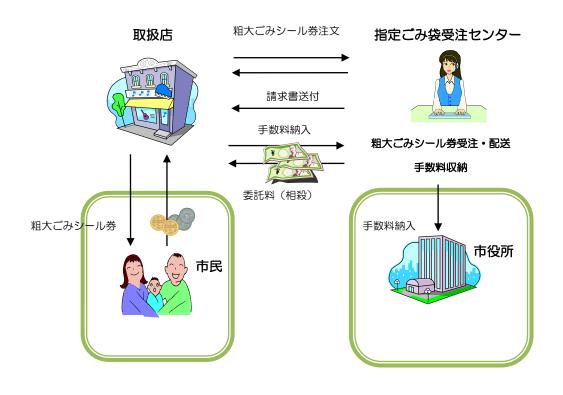
●手数料の納入について

- ・粗大ごみシール券の販売価格はイコール「手数料」であり、取扱実績に基づき、指定ご み袋受注センターに手数料を納入していただきます。
- •毎月末日を締日として、取扱店がその月に受領した粗大ごみシール券の数量に基づいて、 指定ごみ袋受注センターから請求内容通知書を送付します。取扱店は、請求内容通知書 に従い、指定口座に納入していただきます。
- 各取扱店には、粗大ごみシール券1枚当たりの委託料(※)を市が支払います。なお、 手数料から委託料を差し引いた額を請求することにより、委託料を支払うこととします。 下の表が相殺処理の例です。

※委託料は粗大ごみシール券1枚あたり22円(税込)になります。

品名	納品数量	単価	手数料	委託料
粗大ごみシール券	10シート	200円	20,000円	2, 200円
	17,800円			

・粗大ごみシール券10シートが納品された場合 単位:円



●納入方法について

- ・納入方法は下記のとおりです。
 - ①自動口座引落し(手数料は不要です。)
 - ②口座振り込み (振込手数料はご負担いただきます。)
- 納入スケジュールはおおむね下記のとおりとなります。

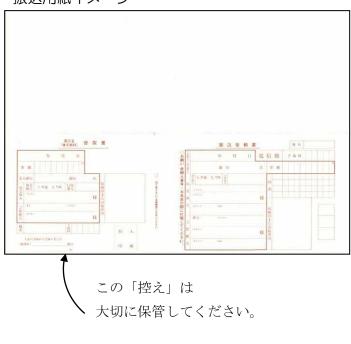
配送月	翌月
粗大ごみシール券の注文 粗大ごみシール券の受領 粗大ごみシール券の販売	10日頃までに 請求内容通知書 が届く 20日 引落日・振込期限

※土日祝日等の関係で月により日付が前後します。詳細は配送・納入カレンダーを確認 してください。

請求内容通知書イメージ



振込用紙イメージ



- この文面に書かれている期限までに口座に金額を用意するか又は振り込んでください。
- 引落日、振込期限は、配送月の翌月 20 日となります。配送月の翌月 20 日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
- 毎月の引落日、振込期限は配送・納入カレンダーを確認してください。

●□座振替による納入の方法

- ①粗大ごみシール券を受領した月の翌月10日頃までに指定ごみ袋受注センターから「請求内容通知書」が送付されます。
- ②請求内容通知書を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いないことを確認してください。
- ③内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された金額を、口座振替日前日までに 事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- ④20日に口座振替(自動引落)で引落しをします。口座振替(自動引落)に際しての手数料はかかりません。
- ⑤口座振替日(引落日)が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。口座振 替日(引落日)は配送・納入カレンダーを確認してください。

●振込みによる納入の方法

- ①粗大ごみシール券を受領した月の翌月 10 日頃までに指定ごみ袋受注センターから「請求内容通知書」と「振込用紙」が送付されます。
- ②「請求内容通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いないことを確認してください。
- ③内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された振込期限までに、振込用紙を 金融機関に持参し、振込用紙に書かれている金額を払い込んでください。なお、振込に 際して生じる手数料は取扱店側で負担してください。
- ④振込の際に受け取った「控え」は、翌年度より5年間保管してください。

●入金が確認できなかった場合

- ①振込及び口座振替の方法での入金が確認できなかった場合、指定ごみ袋受注センターから電話で連絡の上、振込用の請求内容通知書と振込用紙を送付します。 なお、自動引落で納付いただいている方への再引落しは行いません。振込にて対応してください。また、引落しがされなかったことに気付いた場合は、指定ごみ袋受注センターに至急連絡してください。
- ②「請求内容通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、「請求内容通知書」に記載された 振込み期限までに、「振込用紙」を金融機関に持参し、記載された金額を払い込んでくだ さい。なお、この際の振込手数料については取扱店側で負担していただきます。
- ③再請求をさせていただいた上で、さらにご入金の確認ができなかった場合、やむを得す 一時的に配送を停止させていただく場合があります。

●納入いただく金額

粗大ごみシール券の - (委託料 + 委託料に対する消費税) = 納入金額 取扱実績に基づく手数料

6. 口座振替(自動引落)のための登録作業について

口座振替(自動引落)による代金の支払いを希望される場合、事前に<u>振替用口座の登録</u>が必要となります。登録作業として下記の書類を提出していただきます。

• 預金口座振替依頼書

●預金□座振替依頼書の記入について

• 支払に使用される振替用口座を、金融機関に申告するためのもので、3 枚つづりになっています。次ページの「記入例」に従って記入の上、提出してください。

●預金□座振替依頼書の提出について

・取扱店の担当者自身で、記載例に従い所定欄に記載してください。3 枚つづりになって いますので、以下のとおりに取り扱いください。

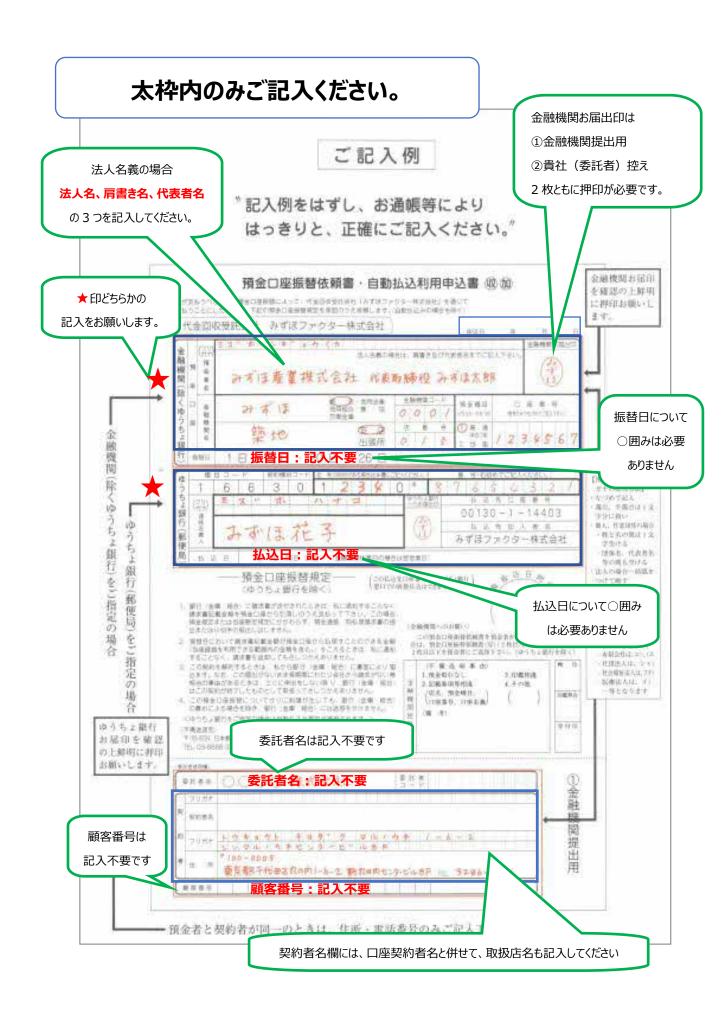
1枚目(1金融機関提出用) ⇒ 市窓□へ提出

2枚目(2貴社(委託者)控え) ⇒ 市窓□へ提出

3枚目(3取扱店控え) ⇒ 取扱店で保管ください

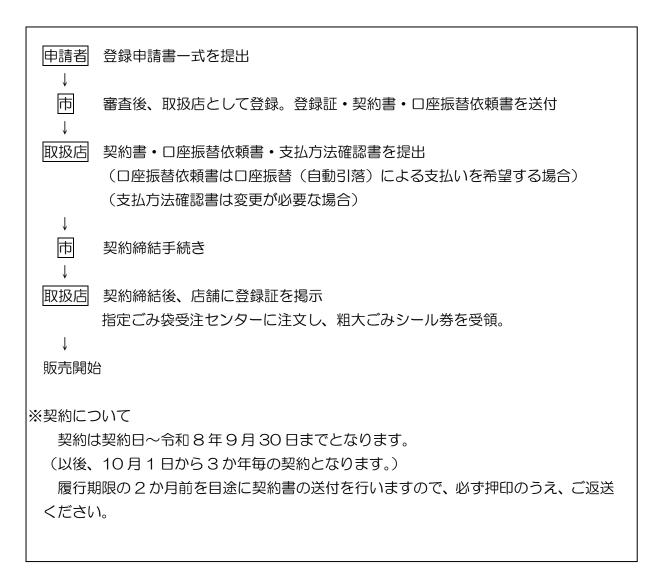
※必ず、1枚目2枚目のみを提出し、3枚目はお手元に保管してください。

- ※次ページに記入例を記載しています。ご確認ください。
- ※ただし、手続きの都合上、自動引落開始は口座振替依頼書を提出されてから1~2ヶ月程 かかる場合があります。



7. 登録手続き及び取扱店業務委託契約締結について

(1) 申請から販売までの流れ



(2) 登録申請に必要な書類 (粗大ごみシール券の場合)

●登録申請書一式

・以下の書類を、市クリーンセンターまで持参又は郵送してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧	
	市クリ	四街道市粗大ごみシール券 取扱店登録申請書 (様式第1号)	◎全取扱店に提出していただきます。
	リーン	指定公金事務取扱者の指定 に係る申出書※	◎全取扱店に提出していただきます。
	セ	取扱店舗の位置図 (任意様式)	◎全取扱店に提出していただきます。
	- ンタ	法人の代表者であることを 証明する書類	◎全取扱店に提出していただきます。
	提出	市税等の納税証明書又は 滞納がない証明書	◎全取扱店に提出していただきます。

※令和6年4月1日以降の契約より、申出書の提出が必須となります。 市HPに参考様式がございますので、ご使用ください。

> ・書類提出先 四街道市 環境経済部 クリーンセンター 〒284-0022 四街道市山梨 2002 電話 043-432-8527

・提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、返信用封筒に入れて提出。

●インターネット注文用紙

粗大ごみシール券の注文をインターネットで行うことを希望される場合には、下記の書類を 指定ごみ袋受注センターまでFAXにて提出してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧		
	指定ごみ袋 受注センタ ー提出	インターネット受注サー ビス申込書(希望者のみ)	◎インターネット注文を希望される場合のみ◎FAX にて申し込んでください。指定ごみ袋受注センターFAX: 0120-979-404お問合せ先 TEL: 0120-979-303	

●契約関係書類一式

登録に係る審査を経て、取扱店として登録された場合、提出していただく書類になります。

以下の書類を、市クリーンセンターまで持参又は郵送してください。

チェック欄		提出依頼書類一覧	
		四街道市粗大ごみシール券 業務委託契約書(2部)	◎全取扱店に提出していただきます。
	市役所提出	□座振替依頼書	◎□座振替(自動引落)による支払いを希望する場合、提出していただきます。◎3枚つづりになっています。◎必ず、1枚目2枚目のみを提出し、3枚目はお手元に保管してください。
		支払方法確認書	◎変更が必要な場合、提出していただきます。

取扱店の資格(再掲)

- (1) 市内及び近隣市に店舗を有する者
- (2) 次の責務を全うすることができると市長が認める者
 - ① 粗大ごみシール券を常備すること。
 - ② 店舗の見やすい位置に「四街道市粗大ごみシール券取扱店登録証」を掲げること。
 - ③ 粗大ごみシール券の発注及び交付に関し、市の指示に従うこと。
 - ④ 市の責に帰する事由によるものを除き、市に対し粗大ごみシール券の交換又は 返還を求めないこと。
 - ⑤ 粗大ごみシール券は1枚として交付すること。
 - ⑥ 汚損又は破損した粗大ごみシール券を交付しないこと。
 - ⑦ 粗大ごみシール券を景品、サービス品等として譲渡しないこと。
 - ⑧ 条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4)暴力団の関係者でない者
- (5) 風俗営業等に関わる事業を行っていない者
- (6) 法令に定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること

(3) 取扱店登録証の掲示

- 取扱店として登録決定した際、市役所にて取扱店である旨の証書である「四街道市粗大ごみシール券取扱店登録証」を配布します。
- ・契約締結後、この登録証を来店者(市民)に見やすい箇所に掲示してください。

様式第3号(第5条第2項)

四街道市粗大ごみシール券取扱店登録証

登 録 番 号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
所 在 地		
名称		
代表者氏名		
責任者氏名		
市から受託する内容	・粗大ごみシール券の交付 ・地方自治法第243条の2第1項の規定により行う 粗大ごみシール券に係る一般廃棄物処理手数料の徴収 及び収納業務	

上記のとおり四街道市粗大ごみシール券取扱店に登録したことを証します。

年 月 日

四街道市長

印

取扱店登録証サンプル (粗大ごみシール券例)

- 取扱店は、1店舗ごとに登録していますので、届け出ている店舗以外での取扱いはできません。
- 他の店舗でも同様に取り扱いたい場合は、改めて市に取扱店登録申請をしてください。

●取扱時間

- 粗大ごみシール券の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- ・営業時間中にもかかわらず販売時間を制限することはできません。

●従業員などへの研修

この委託業務を従業員などに担当させる場合には、このマニュアルを利用して、制度の しくみと作業の流れを周知してください。

(4) 登録の変更等について(粗大ごみシール券の場合)

●変更事項の届出

・市に届け出ている事項に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。すぐに市 に申し出てください。

変更する内容	変更のための手続き	備考
代表者・店舗名が変 更となったとき	「四街道市粗大ごみシール券取扱店登録事項変更届」(様式第4号)の届出をしてください。	
店舗所在地が変更となったとき	「四街道市粗大ごみシール券取扱店登録事項変更届」(様式第4号)の届出をしてください。	店舗住所を示す地図が必要です。
手数料の自動引落し 口座を変更したいと き	市に「預金口座振替依頼書」を請求し、市役所窓口に提出してください。	

●取扱店をやめたいとき

取扱店をやめたい場合、速やかに「四街道市粗大ごみシール券取扱店廃止届」(様式第5号)を提出してください。

●取扱店の取消し

- 取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の登録を取り消すことがあります。 (様式第6号)
- ① 粗大ごみシール券の交付及び手数料の徴収又は収納業務を適正に行うことができないと認められるとき。
- ② 四街道市粗大ごみシール券取扱店に関する要綱の規定に違反したとき。
- ③ その他市長が取扱店の登録を取り消す必要があると認めたとき。

8. 各様式

「四街道市粗大ごみシール券取扱店に関する要綱」

様式第1号 四街道市粗大ごみシール券取扱店登録申請書(初回申請時)

様式第2号 四街道市粗大ごみシール券取扱店登録決定・却下通知書

様式第3号 四街道市粗大ごみシール券取扱店登録証

様式第4号 四街道市粗大ごみシール券取扱店登録事項変更届(変更時)

様式第5号 四街道市粗大ごみシール券取扱店廃止届 (廃止時)

様式第6号 四街道市粗大ごみシール券取扱店登録取消通知書(取消時)

様式第7号 四街道市粗大ごみシール券に係る手数料相当額還付請求書(還付時)

9. 問い合わせ先

問い合わせ先は以下のとおりです。

<u>同い古行せ光は以下のこのりです。</u>	
・指定ごみ袋及び粗大ごみシール券の発注に関すること・受注システムに関すること・家庭系ごみ処理手数料の徴収に関すること・徴収した手数料の納入に関すること	○指定ごみ袋受注センター 株式会社GーPlace 電話番号:0120-979-303
・不良品の交換等に関すること	○製造保管配送業者※指定ごみ袋の外装袋の家庭用品品質表示法に基づく表示の製造業者名をご確認ください
・家庭系ごみ処理手数料制度に関すること ・登録(変更・廃止)の申請に関すること ・指定ごみ袋取扱業務委託契約に関すること	〇四街道市廃棄物対策課 電話番号:043-421-6132
・家庭ごみの排出方法や収集に関すること・粗大ごみシール券に関すること・粗大ごみシール券取扱業務委託契約に 関すること	〇四街道市クリーンセンター 電話番号:043-432-8527